

飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託

(2) 業務の目的

児童虐待対応件数は毎年増加し続けており、多様化・複雑化する児童虐待問題への対応及び未然防止のための取組がますます重要となってきている。このような中、こどもの命や生活を守るために、こどもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、保育所及び認定こども園でこどもワークショップを実施する。併せて、保育士に対して、こどもの権利とこどもの理解、暴力被害や不適切な養育環境又は発達特性を持つこどもの発見や理解、その効果的な対処方法等について研修を実施することで、こどもワークショップの効果を高める。

(3) 業務内容

別紙の本件仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 業務に関する費用(見積限度額)

920,000円(消費税及び地方消費税を除く)

3 参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 仕様書に定める業務を確実に遂行できる能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (4) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されているものにあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

いこと。

(8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
募集要領等の公表	令和 6 年 7 月 17 日(水)
質問受付期限	令和 6 年 7 月 23 日(火)午後 5 時 15 分
質問回答期限	令和 6 年 7 月 25 日(木)
参加表明書の提出期限 参加表明書（様式 1）のみ提出	令和 6 年 8 月 15 日(木)午後 5 時 15 分
企画提案書の提出期限 参加表明書（様式 1）以外提出	令和 6 年 8 月 16 日(金)午後 5 時 15 分
1 次審査	令和 6 年 8 月 19 日(月)
1 次審査結果通知	令和 6 年 8 月 21 日(水)
2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 6 年 8 月 26 日(月)
2 次審査（プレゼンテーション審査）の結果通知及び公表	令和 6 年 8 月 29 日(木)
契約締結	令和 6 年 9 月中旬

※日時は変更する場合がある。

5 説明会

説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

「4 スケジュール」のとおりとする。

② 提出方法

質問票(様式 8)により、「14 担当部署」に記載のメールアドレス宛てに送信し、その旨を「14 担当部署」に記載の電話番号に電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「4 スケジュール」までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに掲載する。

ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の内容によっては、回答しない場合もある。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

「4 スケジュール」の日時のとおりとする。(必着)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便によること。なお、持参の場合は開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時

15分までの間とする。郵送の場合は、配達記録が残る方法で、提出期限までに到着するように送付すること。また、郵送事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 会社(団体)概要書（様式3）
- ④ 役員等名簿及び照会承諾書（様式4）
- ⑤ 業務実施体制（様式5）
- ⑥ 業務実績調書（様式6）
- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
提出日前3ヶ月以内発行のもの
- ⑧ 直近決算の財務諸表
- ⑨ 国税、県税及び市税の納税証明書。提出日前3ヶ月以内発行のもの
（滞納がないことを証明できるもの。写しでも可）
- ⑩ 印鑑証明書（原本のみ）。提出日前3ヶ月以内発行のもの
- ⑪ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合
※飯塚市有資格者名簿登載者は、⑦⑧⑨⑩の提出は不要

(4) 様式の取得

市公式ホームページよりダウンロードすること。

なお、窓口または郵送等での交付は行わない。

(5) 提出部数

各9部（原本1部、副本として、上記(3)②、③、⑤、⑥を8部）

原本にのみ参加希望者名(会社名)、代表者名を記載し、代表者印の押印をすること。

副本には参加希望者名等(ロゴ等、参加希望者が特定される物を含む)の記載は一切行わないこと。

(6) プロポーザル参加の辞退

参加表明書を提出した後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）により行うものとする。

(7) 提出先・問合せ先

「14 担当部署」参照

8 企画提案書(様式2)作成上の留意事項

- (1) 仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- (2) 片面16頁（両面8頁）以内、10ポイント以上、A4サイズ、長辺綴じとする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を折り込んで作成しても差し支えない。
- (2) 表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。
- (3) 「10 審査基準及び配点」の審査項目を参照のうえ作成すること。

9 審査方法

提案書類等の審査は、飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(1) 1次審査

- ①1次審査は事務局による書類審査にて実施する。「10 審査基準及び配点」の評価内容1～2の項目により審査を行う。
- ②参加希望者が多数となった場合は、1次審査の結果をもとに、4者程度を選定する。
- ③審査結果は、「4 スケジュール」の日時まで1次審査通過者のみに電話にて連絡のうえ、後日参加希望者全員に書面により結果を通知する。
なお、参加希望者は1次審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ①実施日は、「4 スケジュール」のとおりとする。（実施場所及び時間等の詳細は、電話及びメールにて連絡する。）
- ②プレゼンテーションは、「10 審査基準及び配点」の評価内容3～13の項目により審査を行う。
- ③プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、15分程度の質疑応答時間を設ける。（参加希望者名は伏せて行う。）
- ④参加人数は2名以内とする。
- ⑤プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとし、事前にその旨を伝えること。
なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。
- ⑥プレゼンテーション時に追加資料の提出は認めない。
- ⑦2次審査（プレゼンテーション審査）は非公開とする。

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）手順

- 「10 審査基準及び配点」に基づき採点し、1次審査及び2次審査の最高得点の参加希望者を受託候補者として決定する。
- ただし、最高得点の参加希望者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。
- なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、以下のとおりとする。
- イ 2次審査のみの得点が最も高い者を受託候補者とする。
 - ロ イにより得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）結果の通知

- 審査の結果については、2次審査の参加希望者に書面で通知を行う。
- なお、参加希望者は2次審査（プレゼンテーション審査）の実施について一切の異議申し立てはできない。

(5) 結果の公表

- ①審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。
- ②受託候補者の名称、所在地、総得点、受託候補者以外の総得点（社名等は非公開とする。）

10 審査基準及び配点

	評価内容		配点	
1 次 審 査 項 目	1 業務実施体制評価	業務を実施するにおいて十分な体制が整い、かつ業務実施メンバーに、他の自治体での実施経験のある職員を配置しているか。	5	
	2 業務実績	同種の業務の実績・経験があるか。 (過去5年間：令和元年以降)	10	
		類似した業務の実績・経験は十分なものか。 (過去5年間：令和元年以降)	5	
2 次 審 査 項 目	3 基本方針	本業務の趣旨をどのように理解しているかを示し、目的達成に向けた実施方針を提案しているか。	5	
	4 業務理解	こどもの権利擁護に係る制度や現状を理解しているか。	5	
	5 連携協力	気になるこどもを把握した場合の対応について市と協議を行うことができる体制が整っているか。	5	
	6 実施方法	提案内容の実現性	実施方法が具体的で、実現性があるか。	5
		スケジュール管理	全体スケジュールが提示されており、進捗管理方法及び役割分担をわかりやすく提案しているか。	5
	7 人材確保	業務管理責任者	業務管理責任者は、こどもの福祉の向上に理解を有すると認められる者であり、円滑な業務遂行に向け、実績や経験、資格の能力を有しているか。	5
		スタッフ体制	業務に対して適切かつ十分なスタッフ体制が整っており、配置されているか。	5
	8 団体体制	過去の実績から、受託能力があり、その知識、経験、ノウハウ等を本業務に十分に生かせることが期待できるか。	10	
	9 適格性	プレゼンテーション等を通じて業務に対する知見、技術力、積極性はあるか。	5	
	10 質問に対する応答性	プレゼンテーション等を通じて、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	5	
	11 個人情報保護等の対策	・個人情報の重要性を認識し、漏洩・紛失等を防止するための対策がされているか。 ・相談者のプライバシーに配慮した環境が整っており、守秘義務に対する取組は適切であるか。	10	
	12 独自提案評価	仕様書に記載の業務内容以外にさらなる事業効果が期待できるような独自の提案があり、実現可能、かつ効果的なものとなっているか。	10	
	13 価格評価	提案された内容が適切に積算された見積金額となっているか。	5	
	合計	100		

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 要領に定められた提出方法、提出期限などに適合していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (5) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合
- (8) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

12 契約

受託候補者と協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、発注者と受託候補者との協議により必要が生じた場合に修正することがある。受託候補者が契約を辞退したとき、又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 審査に関する経緯・内容・結果に関する問い合わせは一切回答しない。また、異議申し立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。

14 担当部署

飯塚市こども未来部こども家庭課（担当 加藤）
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
E-mail kodomokatei@city.iizuka.lg.jp
電話番号 0948-22-5500（内線 1125）
FAX 番号 0948-21-9508